

合同会社 北アルプス学びと遊びの旅行社

旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第 12 条の 4 で定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 で定める「パンフレット等」の一部です。お申込みの際には事前にご確認のうえお申込みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、北アルプス学びと遊びの旅行社（以下「当社」）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「旅のしおり」と称する確定書面（以下「旅のしおり」）及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」）によります。

2. 旅行の申込みと契約の成立

- (1) 当社は、電話、郵便、FAX、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約を承諾する旨の通知がお客様に到着した日から、当社が指定する日までに申込書と申込金を提出していただきます。
- (2) 旅行契約は、当社が申込を承諾し、申込金を受諾した時に成立するものとします。申込金は、旅行代金の一部または全部として扱います。またキャンセルが発生した場合は、キャンセル料の一部ないし全部として取り扱います。

3. お申込み条件

- (1) ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (2) 健康を害している方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、特別な配慮が必要となる旨と、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担とさせていただきます。
- (3) 前号に基づき、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。

4. 旅行代金に含まれるもの

- (1) パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。
 - ① 運送機関の運賃・料金（注釈のない限り、鉄道は普通席）、宿泊費、食事代、入場料の料金及びサービス料金・税
 - ② 体験に係る材料費
 - ③ ガイド料、添乗員経費等
 - ④ その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
- (2) 本項 (1) の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれない主なもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ① 空港施設使用料（空港により必要な場合）
- ② 超過手荷物料金（規定の重量、寸法、個数を超える分について）
- ③ 追加飲食代等、クリーニング代、電話料等、個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金・税
- ④ 「お客様負担」等、旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等
- ⑤ 希望者のみが参加するオプションツアー等の料金

6. 契約内容の変更

- (1) 当社は、契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の

運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。

- (2) この場合、当社は、お客様に速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合にやむを得ないときは変更後に説明します。

7. 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

8. お客様の交替

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、交替に要する手数料等の金額をお支払いいただきます。

9. 旅行開始前の契約の解除

- (1) お客様は、パンフレットやウェブサイトに記載されたキャンセル料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みをされた当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信した FAX、電子メール等は、翌営業日の受付となります。
- (2) お客様は、次に掲げる場合は、本項 (1) の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 14 項の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - ② 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ③ 当社がお客様に対し、出発前までに第 1 項に記載した「旅のしおり」を交付しなかったとき。
 - ④ 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3) 当社は、お客様が期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、キャンセル料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。
- (4) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
 - ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目（日帰り旅行は 3 日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

- ⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (5) 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払い戻します。

10. キャンセル料

契約成立後、お客様のご都合で契約をキャンセル(解除)する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定めるキャンセル料をいただきます。

取消日(契約解除の期日)		キャンセル料
旅行開始日の前日から起算して遡って	〔1〕20日～8日前まで (注1)10日～8日前まで	旅行代金の20%
	〔2〕7日～2日前まで	同30%
〔3〕旅行開始日前日		同40%
〔4〕旅行開始日当日(〔5〕を除く)		同50%
〔5〕旅行開始後又は無連絡不参加(注2)		同100%

- (注1)「日帰り旅行」の場合に限りです。
- (注2)「旅行開始後」とは、当社旅行業約款の別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。「無連絡不参加」とは、お客様が「旅のしおり」にしたがった最初の旅行サービスを受けることができる時刻までに当社に連絡なく旅行サービスを受けなかったことをいいます。

11. 旅行開始後の契約の解除

- (1) お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (2) お客様は、お客様の責に帰すべき事由によらずパンフレット等に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、前項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
- (3) 前号の場合、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限る)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。
- (4) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
 - ① お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (5) 当社が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務の履行は完了します。
- (6) 前号の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

は解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

12. 当社の損害賠償責任

- (1) 当社は、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

13. 特別補償責任

- (1) 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万～20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万～5万円、携帯品に係る損害補償金(お客様1名につき15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。
- (2) 当社は前号の規定にかかわらず、現金、有価証券、宝石類、貴金属類等)、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳(通帳及び現金引出し用カードを含む)、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ(SDカード、DVD、USB等)、コンタクトレンズ、義歯、義肢、その他約款の別紙、特別補償規程の第18条第2項に定める品目については補償しません。

14. 旅程保証責任

- (1) 当社は、本項の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。なお、お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次の①～②で規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません(オーバーブッキングが原因の場合を除く)。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によるない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。
 - ② 第9項から第17項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。
- (3) 当社が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (4) 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第12項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① パンフレット等に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② パンフレット等に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ パンフレット等に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット等に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0	2.0
④ パンフレット等に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ パンフレット等に記載した日本国内の旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ パンフレット等に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦ パンフレット等に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧ 前各号に掲げる変更のうちパンフレット等のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- (注 1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注 2)「旅のしおり」(確定書面)が交付された場合には、「パンフレット等」とあるのを「旅のしおり」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、パンフレット等の記載内容と「旅のしおり」の記載内容との間又は「旅のしおり」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。
- (注 3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。
- (注 4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注 5) ④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。
- (注 6) ⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。
- (注 7) 旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は「変更」に含まれません。

15. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社

は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、パンフレット等に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

16. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や旅行サービスの手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、当社の商品やサービスのご案内、アンケートへのご協力をお願い等に利用させていただくことがあります。
- (2) 当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細については、当社(TEL: 0261-85-0560)にお問い合わせいただくか、当社ホームページ(<https://nal-tour.jp>)の「プライバシーポリシー」にてご確認ください。

<本旅行条件の基準日は、2025 年 8 月 1 日現在です。>

<旅行企画・実施>

長野県都知事登録旅行業 地域-664 号

北アルプス学びと遊びの旅行社

大町市大町 2551 番地 TEL 0261-85-0556



(一社)全国旅行業協会正会員

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者(当社の取引責任者)にご質問ください。